

八戸市立東中学校いじめ防止基本方針

1 いじめの防止についての基本的な考え方

いじめは、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為である。また、どの生徒もいじめの被害者にも加害者にもなりうる。

これらの基本的な考えを基に、生徒の尊厳を守り、いじめに向かわせないために、教職員が日頃から些細な兆候を見逃さないように努めるとともに、学校全体で組織的にいじめに対応していく。また、いじめの防止等の対策は、学校、家庭、地域住民その他の関係機関の連携の下に進めていく。

学校は、生徒が教職員や周囲の友人との信頼関係の中で、安心・安全に生活できる場ではなくてはならない。そこで、生徒一人一人が大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができる学校づくりに取り組んでいく。そうした中で、生徒が自己肯定感や自己有用感を育み、仲間と共に人間的に成長できる魅力ある学校づくりを進める。

<指導の重点として>

- ・全教育活動を通して、基本的な生活習慣づくりと、自らの行動を正しく判断し、実行する自己指導力の育成に努める。
- ・指導体制の確立と全職員の共通理解のもとに、分かる授業・個を生かす授業の展開、心の通う学級づくり、充足感のある特別活動等を通して生徒と教職員の人間的なふれあいを深め、健全な生徒集団の育成に努める。
- ・生徒理解を深め生徒の特性を生かし、能力に応じた指導を充実し個性の伸長を図るよう努める。
- ・生徒の健全育成を図るべく、家庭・地域や関係機関との連携を重視した開かれた指導に努める。

2 いじめ防止対策組織

「いじめ対策委員会」を設置し、いじめの未然防止に取り組むとともに、いじめの些細な兆候や懸念、生徒からの訴えを、特定の教員が抱え込むことのないよう、組織として対応する。

「いじめ対策委員会」は校長、教頭、教務主任、学年主任、生徒指導主事、養護教諭、いじめ防止推進教師（ハートフルリーダー）等で構成し、必要に応じて、S C、外部の専門家、関係機関を入れる。

(1) 「いじめ防止対策組織」の役割

ア 「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施と進捗状況の確認を行う。

- ・「学校いじめ防止基本方針」に基づき、組織的な対応を図る。
- ・教職員による取組評価を行い、その結果を「いじめ対策委員会」及び「地域連携

協議会」で報告し、学校におけるいじめ防止対策の検証・改善をする。

イ 教職員への共通理解と意識啓発

- ・年度初めの職員会議で「学校いじめ防止基本方針」の周知を図り、教職員の共通理解を図る。
- ・レベルアップ調査（生活アンケート毎月）、いじめアンケート（2ヶ月1度）、Q-U、日常観察、個人面談（教育相談）の結果の集約、分析、対策の検討を行い実効性のあるいじめ防止対策に努める。

ウ 生徒や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発

- ・いじめアンケートを生徒、教師、保護者に実施する。（2ヶ月に1度）
- ・学校だより・学年だよりやホームページ等を通して、いじめ防止の取組状況を随時発信する。
- ・「地域学校連携協議会」、「東地区青少年健全育成協議会」、「東中学校区ジョイントスクール」等を活用して、地域全体のいじめ防止意識の向上に努める。

エ いじめに対する措置（いじめ事案への対応）

- ・いじめがあった場合、あるいはいじめの疑いがあるとの情報があった場合は、正確な事実の把握に努め、問題の解消にむけた指導に取り組むとともに支援体制を構築する。
- ・事案への対応については、適切ないじめ防止推進教師（ハートフルリーダー）を中心としたメンバーで構成を検討し、迅速かつ効果的に対応する。また、必要に応じて、外部の専門家、関係機関と連携して対応する。
- ・問題が解消したと判断した場合も、その後の生徒の様子を見守り、継続的な指導及び支援を行う。

オ 生徒についての情報共有を図るための会議

- ・4月及び各学期の途中で、生徒についての情報共有を図るための会議を実施する。

3 いじめの防止等に関する具体的な取組

(1) いじめの未然防止に関する取組

ア いじめ防止年間計画に基づき、生徒同士の関わりを大切にし、互いに認め合い、共に成長していく学級づくりを進める。

- ・レベルアップ調査（生活アンケート毎月）、いじめアンケート（2ヶ月に1度）Q-U、個人面談（教育相談）、日常観察を実施して、学級経営を見直し、より良い学級づくりに努める。また、生徒、保護者、教職員にもいじめアンケートを2ヶ月に1度実施し、いじめに対する意識を高め、未然防止へとつなげる。また、アンケートをもとに、毎週水曜日を教育相談日として、学級において面談を実施する。
- ・スズキ校務にいじめの状況やその後の生徒同士の関わりについて入力し、情報を共有する。また、学級ごとのファイルを作成し、紙媒体で情報を管理し、迅速に対策委員会を開設できるように準備をする。（不登校に対しても同様の委員会開設

と情報管理システムで、迅速な対応を図る。)

- イ よく分かる授業を展開し、個々に自己肯定感、自己有用感、自己有能感をもてる工夫をする。
- ウ いじめが心配される事案があった場合にもいじめの可能性を考え、周り又は全員にいじめは許されない行為であることを呼びかけ、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを行う。
- エ 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実を図るとともに、体験活動を推進し、命の大切さ、相手を思いやる心の醸成を図る。(心の交流による居場所作り)
- オ 集会等でいじめ未然防止の講話を行う。
- カ 行事や普段の生活の中で、生徒の話合い活動等の主体的な活動を年間計画に位置づけて実施し、いじめ防止の意識を高める。(生徒会における縦割り活動等委員会活動や生徒会活動の活性化を図る。)
- キ 情報モラル教育を推進し、生徒がネットの正しい利用とマナーについての理解を深め、「ネット上のいじめ」の被害者、加害者とならないよう保護者とも連携し継続的に指導する。
- ク 部活動の指導を通して、豊かな人間性の育成を図り、縦割りによる活動の中で、自己肯定感や自己有用感、所属感をもてるよう居場所作りに努める。

(2) いじめの早期発見の取組

- ア 日頃の生徒の些細な変化や気になる行為に関して、情報を共有し、組織的に見守り支援できる全校体制を整える。
- イ レベルアップ調査(生活アンケート)、いじめアンケート(生徒、保護者、教職員)三者面談の定期的な実施(長期休業前2回以上)や、生活ノート(ライフ)を通して、生徒の小さなサインを見逃さないように努める。個人面談は、毎週水曜日、生徒と学級担任が行う。また、保護者との連携も密に行う。
- ウ 過去にいじめ被害にあった生徒に対し、継続的な見守りを行う。
- エ 通学の見守り隊や立ち番の保護者から情報を得るように努める。
- オ 生徒が相談しやすい環境を整える。
 - ・教師と生徒との温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努める。
 - ・スクールカウンセラーの相談日を全家庭に配付し、紹介する。

相談窓口として全家庭に紹介する。

(3) いじめに対する措置

- ア いじめの発見・通報を受けたら「いじめ対策委員会」を中心に組織的に対応する。
- イ 些細なことでもいじめに関わる情報が、対応者→学年主任→生徒指導主事→教頭→校長に伝わるよう徹底する。
- ウ 被害生徒を守り通すという姿勢で対応する。
- エ 加害生徒には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。
- オ 教職員の共通理解、保護者の協力、心の相談員や、関係機関との連携のもとで取り

組む。

カ 「ネット上のいじめ」への対応については、必要に応じて市教育委員会や警察署等関係機関と連携して行う。

キ レベルアップ調査（生活アンケート）を、年間12回、全学年で実施する。また、平成28年度からいじめアンケートを4月、5月、7月、9月、11月、1月、3月の7回実施する。（生徒、保護者、教職員）その内容を受け、全員を対象に教育相談を行い、気になる生徒は学年だけでなく、学校全体で共有できるようにし、意見交換を行う。また、管理職も各種アンケートに目を通し、指示や助言等を行う。

(4) 生徒会活動で生徒によるいじめ撲滅活動を企画し、いじめ撲滅に向けての啓発活動を実践する。

4 重大事態への対応

- (1) 重大事態が生じた場合は、速やかに市教育委員会に報告をし、「重大事態対応フロー図」に基づいて対応する。
- (2) 学校が事実に関する調査を実施する場合は、「いじめ対策委員会」を開催し、事案に応じて適切な専門家を加える等して対応するとともに、関係諸機関との連携を図る。
- (3) 調査結果については、被害生徒、保護者に対して適切に情報を提供する。

5 学校の取組に対する検証・見直し

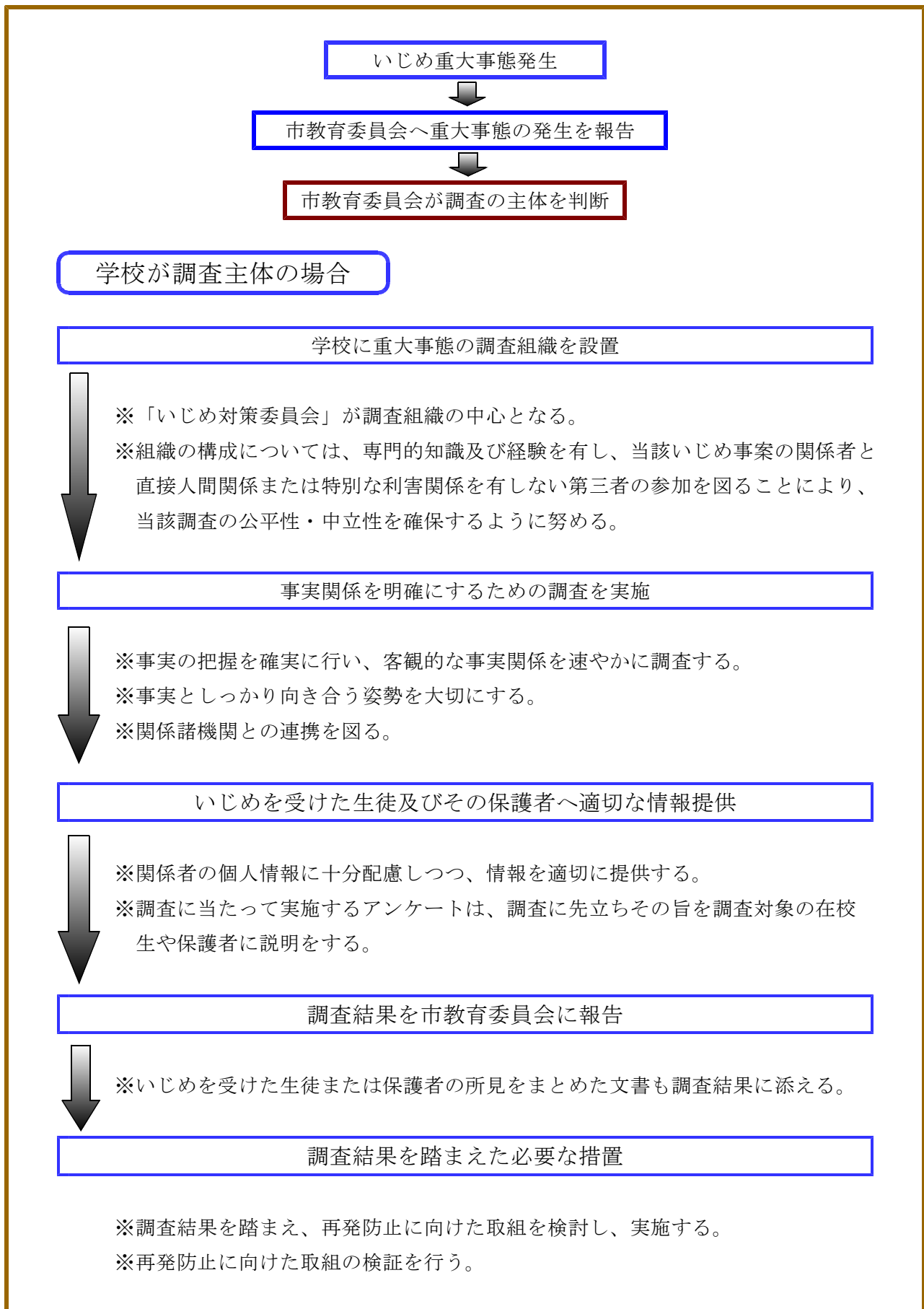
- (1) 学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取組については、PDCAサイクルで見直し、実効性のある取組となるよう努める。
- (2) いじめに関する項目を盛り込んだ、教職員による取組評価・保護者による学校評価アンケートを実施し、「いじめ対策委員会」及び「地域学校連携協議会」において、いじめに関する取組の検証を行う。

6 その他

- (1) 「いじめ対策ハンドブック」の活用を図り、事例研究を行う。
- (2) いじめ対策に関する校内研修を実施したり、教育委員会等が主催する講演会や事例研究会に関係職員を参加させたりして、生徒理解を深め、いじめ未然防止や対応に関する教職員の資質向上に努める。いじめ早期発見のチェックリストを4月当初に教職員に配付し、意識の向上を図る。
- (3) 「学校いじめ防止基本方針」を学校ホームページに掲載する。
- (4) 長期休業中の事前・事後指導を行い、休業中のいじめ防止に取り組む。
- (5) いじめ撲滅に向けて、生徒啓発教材、啓発掲示物を精選し、活用掲示する。
- (6) SNS等のネットに関する指導や講演会を、小中連携事業としても実施し、ネットいじめの予防に取り組む。（長期休業前2回実施、また新入生保護者説明会に講演実施）
- (7) スクールカウンセラー等と連携し、学年主任、学級担任とも情報共有をする。

- (8) いじめ防止推進教師（ハートフルリーダー）を中心とした迅速な組織的な対応でいじめ未然防止と教職員間の情報共有を図る。

【重大事態の対応フロー図】



平成29年度

いじめ防止基本方針

八戸市立東中学校